

公共施設等適正管理推進事業債の 拡充について

1 . 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充	1
2 . 社会基盤施設の長寿命化事業の拡充について	2
3 . ユニバーサルデザイン化事業について	3
4 . 公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について	4
5 . 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について（事務連絡）	5

平成 3 0 年 1 月 2 5 日

総務省自治財政局

調整課 ・ 交付税課 ・ 財務調査課

公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

社会基盤施設の長寿命化事業の拡充について

- 地方公共団体における公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推進するため、平成29年度に創設した公共施設等適正管理推進事業債について、平成30年度より事業内容を拡充。
- 社会基盤施設の長寿命化事業に係る拡充内容は以下のとおり。

対象事業

(注)適債性のある事業に限る

対象施設	事業内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む) ・ 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等)の改修事業 ・ 法面・斜面对策工 <p>(注)下線部が平成30年度からの拡充内容</p>
河川管理施設(ダムを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸・堤防の改修事業 ・ 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業(※)
砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業(※)
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防、水門・陸閘等の改修事業(※)
治山施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山施設の改修事業(※)
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業(※)
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設
農道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益面積が概ね50ha未満の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業 ・ その他の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業(※)

(参考)農業水利施設

・ 受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設の改修事業

(注)平成29年度に引き続き対象

要件

※ 国庫補助事業の要件を満たさない規模のものに限る

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

措置内容

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成30年度～平成33年度

ユニバーサルデザイン化事業について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画(以下「行動計画」という。)に基づきユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとして残していくことが必要。
- 公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進していくため、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を追加。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ)を基準財政需要額へ算入

期間:平成30年度～平成33年度

対象

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(※)
※ 施設の一部を基準に適合させる事業を含む。
例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(適債性のある事業に限る)
例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii)及び②については、地方公共団体の定めるユニバーサルデザインの推進計画等(※)に基づく事業又は個別施設計画にユニバーサルデザイン化事業として位置付けられている事業であること。
※ ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方や取組方針を記載しているもの。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

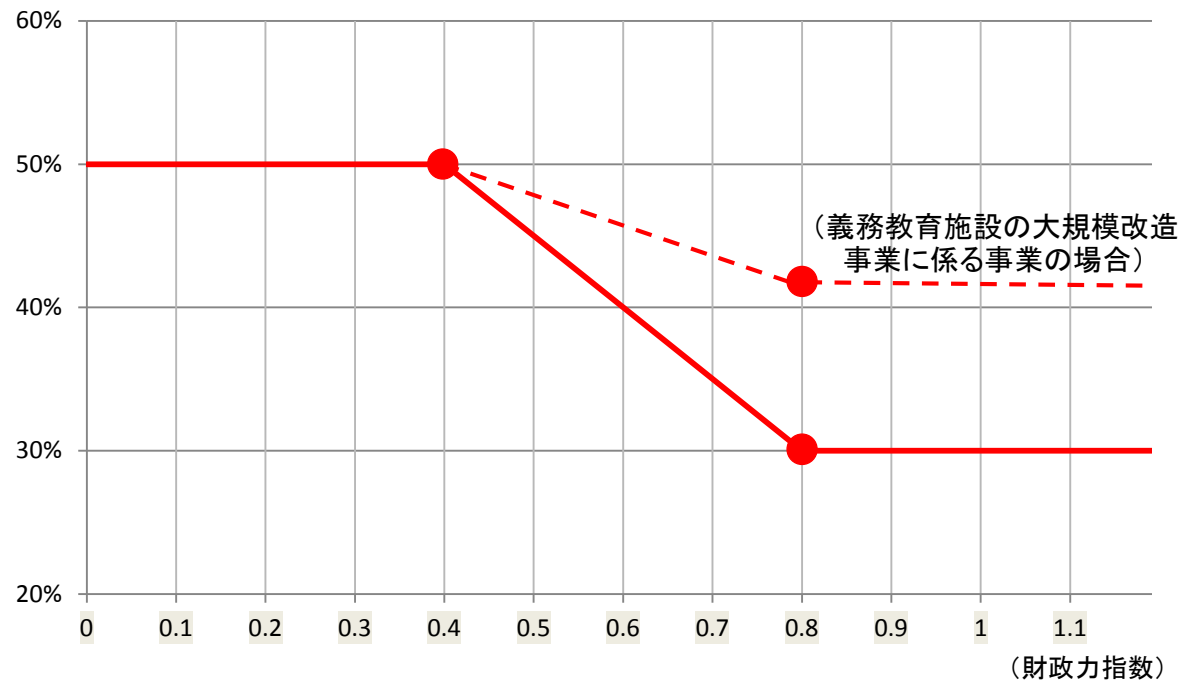
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
 - ・ 転用事業 ・ 長寿命化事業 ・ 立地適正化事業 ・ ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

事務連絡

平成30年1月9日

各都道府県財政担当課

各都道府県市区町村担当課 御中

各指定都市財政担当課

総務省自治財政局 調整課
財務調査課

公共施設等適正管理推進事業債の拡充について（周知）

平成29年12月22日に公表した「平成30年度地方財政対策の概要」（別紙参照）においてお知らせしたとおり、地方公共団体における公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推進するため、平成29年度に創設した公共施設等適正管理推進事業債について、平成30年度より、事業内容を下記のとおり拡充することを検討しておりますので、あらかじめお知らせします。

各地方公共団体におかれましては、拡充対象事業の実施について、下記にご留意頂きますようお願いいたします。

また、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に周知されるようお願いいたします。

記

1. 拡充内容

公共施設等適正管理推進事業債（以下「本事業債」という。）のうち、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、本事業債に新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を加え、あわせて、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及びユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の交付税措置率について、財政力に応じて30%から最大50%まで引き上げることとする。

2. 長寿命化事業

(1) 新規追加対象事業

地方単独事業として実施される長寿命化事業のうち、以下の事業（適償性のある事業に限る。）を長寿命化事業の対象に追加する。

① 社会基盤施設

i) 道路

- ・ 簡易アスファルト舗装
- ・ 法面・斜面対策工

（注）現行対象とされている事業については、平成29年度に引き続き対象

ii) 河川管理施設（ダムを含む）

- ・ 護岸・堤防の改修事業

- ・ 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業^(※)

iii) 砂防関係施設

- ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業^(※)

iv) 海岸保全施設

- ・ 堤防、水門・陸閘等の改修事業^(※)

v) 治山施設

- ・ 治山施設の改修事業^(※)

vi) 港湾施設

- ・ 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業^(※)

vii) 漁港施設

国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業

- ・ 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設

viii) 農道

- ・ 受益面積が概ね50ha未満の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業

- ・ その他の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業^(※)

（注）農業水利施設については、平成29年度に引き続き対象

※ 国庫補助事業の要件を満たさない規模のものに限る

② 公共用の建築物

義務教育施設の大規模改造事業に係る事業

(2) 要件等

現行の長寿命化事業に係る要件^(※)と同様とする。

なお、本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容^(※2)を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画（例：既に策定済みの施設整備計画や統廃合計画等）をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設ごとであっても差し支えない。

※ 現行の長寿命化事業に係る要件

- ① 公共施設等総合管理計画に基づく事業であること。
- ② 社会基盤施設の長寿命化事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - i) 各省庁が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
 - ii) 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること。
- ③ 社会基盤施設の長寿命化事業に係る起債届出・協議等を行うに当たっては、各対象施設を所管する省庁に事業計画を提出し、②の要件に該当することの確認を得ること。
- ④ 公共用の建築物の長寿命化事業については、施設の使用年数を、法定耐用年数を超過して延伸させる事業であること。

※2 インフラ長寿命化基本計画（抄）

各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。

3. ユニバーサルデザイン化事業【新規】

公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進していくため、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を追加する。

(1) 対象事業

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設等を除く）のバリアフリー改修事業（適償性のある事業に限る）
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業^(※)
 - ※ 施設の一部を基準に適合させる事業を含む。
 - 例) 庁舎や学校等における車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業（適償性のある事業に限る）
 - 例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備 等

(2) 要件等

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii) 及び②については、地方公共団体の定めるユニバーサルデザインの推進計画等^(※)に基づく事業又は個別施設計画にユニバーサルデザイン化事業として位置付けられている事業であること。

※ ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方や取組方針を記載しているもの。
なお、個別施設計画の取り扱いについては、2. (2)と同様とする。

4. 交付税措置率

交付税措置率＝ $-0.5X + 0.7$ （ X ＝財政力指数）

ただし、算定式によって得られる数が0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

なお、長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、上の算定式とは別途、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定する。

5. 期間

平成30年度から平成33年度までの4年間の措置とする。

（お問合せ先）

＜長寿命化事業関係＞

総務省自治財政局調整課

担当： 橘課長補佐、眞木主査 TEL 03-5253-5619

＜ユニバーサルデザイン化事業関係＞

総務省自治財政局財務調査課

担当： 大宅課長補佐、宮野係長 TEL 03-5253-5647